

令和8年度分 町民税・県民税(国民健康保険税)申告について

申告と納税につきましては、毎年ご協力いただき厚くお礼申し上げます。本年も申告の時期がまいりましたので、次の点に注意し、申告くださいますようお願いします。

◎ 申告用紙配布対象者

令和8年1月1日現在、満18歳以上で軽米町に住所がある人
ただし、令和7年中に町・県民税の特別徴収を受けている人、税務署から確定申告書（お知らせはがき、お知らせ通知書を含みます。）が送付されている人、65歳以上で令和7年中の収入が公的年金のみの人には配布されません。
※ 特別徴収を受けている人でも、給与以外の所得がある場合は、町・県民税の申告が必要となりますので、会場でお申し出ください。

令和8年度分申告相談日程表

月 日	受 付 行 政 区	受付場所
受付時間	9:00 ~ 11:00, 13:00 ~ 15:00	
2月10日(火)	河北、上河南、下河南	
2月12日(木)	沢田、松ノ脇、戸草内、下増子内、上増子内、七ツ役	
2月13日(金)	百目金、八木沢、屋敷、市野々、小玉川	
2月16日(月)	高柳、鶴飼、笠渡、百鳥	
2月17日(火)	早渡、内城、山内駒木、和当地、竹谷袋、新井田、大清水、駒板	
2月18日(水)	山内大久保、上谷地渡、下谷地渡、平、中村、山口、貝喰	
2月19日(木)	横枕、沼、観音林東、観音林西、観音林南、観音林北	
2月20日(金)	下晴山、上晴山、下野場、上野場、高清水	
2月23日(月)	休日申告相談（主に給与所得者確定申告、還付及び合算）	軽米町農村環境改善センター
2月24日(火)	蓮台野、荒町、仲町	
2月25日(水)	本町、大町、元屋町	
2月26日(木)	下新町	
2月27日(金)	上新町、桜山	
3月1日(日)	休日申告相談（主に給与所得者確定申告、還付及び合算） (受付 12時終了)	
3月2日(月)	向川原	
3月3日(火)	門前、新光団地、緑ヶ丘	
3月4日(水)	軽米駒木、新大鳥、長倉、下尾田、上尾田、小松、苅敷山、向高家	
3月5日(木)	高家、西里、外川目、君成田、上館、車門、東台、東	
3月6日(金)	萩田、岩崎	
3月9日(月)	蜂ヶ塚、米田、牛ヶ沢、民田山、米田大久保、蛇口、大沢	
3月10日(火)	上円子、下円子上、下円子下、板橋	
3月11日(水)	山田、仲軽米、沢里	
3月12日(木)	町内全域で申告を済ませていない人	
3月13日(金)	町内全域で申告を済ませていない人	
3月16日(月)	町内全域で申告を済ませていない人 (受付 12時終了)	

※ 申告に必要な書類は、晴山・小軽米郵便局にもそろえておきますのでご利用ください。

※ 2月23日、3月1日は、お勤めの人で、割り当ての日に都合のつかない人に向けての相談日ですが、例年大変混み合います。事前に事業所得等の収支や医療費を計算し、書類を整理の上、おいでください。

※ 受付行政区を割り当てていますが、日程の都合がつかない人はどの日でも申告することができます。ただし、申告期限（3月16日）の間際になりますと大変混み合いますので、お早めに申告をお願いします。

※ 税務会計課窓口では、申告期間中は担当者が不在となります。自分で書いて完成させた町の申告書はお預かりします。所得税・消費税の確定申告書は仙台国税局業務センター盛岡分室にて提出ください。

◎ 申告書を提出しなければならない人

令和8年1月1日現在、軽米町に住所があり、次に該当する人は申告が必要です。申告書が配布されていない場合、会場においでください。

1 事業所得（営業等・農業）、不動産所得、雑所得（公的年金以外）などの給与所得以外の所得がある人

2 源泉徴収票の控除などに変更がある人（医療費控除を受けようとする人など）

3 令和7年の中途で退職し再就職していない人や2か所以上から給与の支払いを受けた場合などで年末調整をしていない人

4 給与所得者のうち、勤務先から町に給与支払報告書が提出されていない人（勤務先に確認してください。）

5 国民健康保険に加入している18歳以上の人

6 所得がない人や扶養されている人で、後日、所得証明等が必要になる人

※ 次に該当する人は申告する必要がありません。

① 所得税の確定申告をされた人

② 給与所得のみで、年末調整が済んでおり、勤務先から町に給与支払報告書が提出されている人

③ 65歳以上で収入が公的年金のみの人で、医療費や扶養などの控除がない人

- ※ 申告をしなかつたり忘れたりしますと、所得証明書等が発行できません。
- ※ また、国民健康保険税及び介護保険料、後期高齢者医療制度の保険料の軽減措置の判定が受けられなくなります。さらに、次の申請ができなくなりますので、必ず申告してください。
 - 国民年金保険料の免除の申請
 - 町営住宅の入居申し込み
 - 保育園等の保育料の減免申請
 - 児童・生徒の援助費の申請
 - 国民健康保険の高額療養費の請求申請
 - 介護保険利用料一部負担金の減免



◎ 申告相談に必要なもの

- 1 申告書
申告書が配布された人は、その申告書に記入して持参ください。
その他の人は、申告相談会場に用意してありますので、職員にお申し出ください。
- 2 印鑑と口座番号の控え
所得税の納付を口座振替にしたい人は「銀行印」と「口座番号の控え」、還付申告の人は「口座番号の控え」が必要です。
- 3 所得の内訳がわかる資料
 - 1) 営業等所得者 売上げ帳簿、仕入れ帳簿、経費明細書及び領収書など収入や支出の内容がわかる資料
 - 2) 農業所得者 市場・農協等の出荷証明書や自家消費の状況、必要経費の領収書など収入や支出の内容がわかる資料
 - 3) 不動産所得者 契約書、修繕費等の領収書、借入金の利息明細書など収入や支出の内容がわかる資料
 - 4) 給与所得者 令和7年分の源泉徴収票、給与支払明細書または勤務先からの支払証明書
 - 5) 譲渡所得者 公共事業で土地などを譲渡した場合は「公共事業用資産の買取り証明書」など、一般の譲渡の場合は「契約書」など
 - 6) その他の所得者 収入や経費のわかる資料
- 4 所得控除の内訳がわかる資料
 - 1) 医療費通知書または領収書（受診者ごと、病院・薬局ごとに領収書をそろえて集計してください。）
 - 2) 社会保険料（国民健康保険税や国民年金保険料など）の領収書または証明書
 - 3) 生命保険、個人年金、地震保険等の領収書または証明書
 - 4) 寄附金証明書
 - 5) 障害者控除の適用を受ける場合は、障害者手帳、療育手帳、または障害者控除対象認定書
 - 6) 配偶者控除、配偶者特別控除、特定扶養控除、特定親族特別控除を受ける人は、対象者の所得がわかる資料
 - 7) その他必要と思われる資料

お知らせ

申告書にマイナンバーの記載が必要となります。

申告書には、マイナンバーの記載が必要です。また、申告書を提出する際は、マイナンバーカードなどの本人確認書類の提示または写しを添付していただく必要があります。

・本人確認に必要な書類

【マイナンバーカード（番号確認書類+本人確認書類）】
【通知カード（番号確認書類）】+【運転免許証、健康保険の被保険者証】

郵送等で提出する場合の送付先・問い合わせ先

町・県民税の申告書の送付は

〒028-6302 軽米町大字軽米10-85
軽米町役場 税務会計課 あて

お問い合わせは

軽米町役場 税務会計課 電話:46-4737

所得税・消費税の申告書の送付は

〒020-0866 盛岡市本宮2丁目1番3号
仙台国税局業務センター 盛岡分室 あて

お問い合わせは

二戸税務署 電話:23-2701

◎ 配偶者控除・配偶者特別控除の所得基準と控除額

区 分	納税者の合計所得金額 給与だけの場合の年収				
	900万円以下 年収1,095万円以下	900万円超 950万円以下 年収1,095万円超 1,145万円以下	950万円超 1千万円以下 年収1,145万円超 1,195万円以下	1千万円超 年収1,195万円超	
配偶者の 給与 だけ の 合 計 所 得 金 額	58万円以下 年収123万円以下	配偶者控除 33万円 (老人38万円)	配偶者控除 22万円 (老人26万円)	配偶者控除 11万円 (老人13万円)	控除なし
	58万円超 95万円以下 年収123万円超 150万円以下	配偶者特別控除 33万円	配偶者特別控除 22万円	配偶者特別控除 11万円	控除なし
95万円超 133万円以下 年収150万円超 201.6万円未満	配偶者特別控除 3 ~ 33万円	配偶者特別控除 2 ~ 22万円	配偶者特別控除 1 ~ 11万円	控除なし	

◎ 特定扶養控除・特定親族特別控除の所得基準と控除額

特定親族の合計所得金額 給与だけの場合の年収	特定親族の合計所得金額 給与だけの場合の年収		控除額
	特定扶養控除 45万円	特定親族特別控除 45万円	
58万円以下 123万円以下	21万円		
58万円超 95万円以下 123万円超 160万円以下		11万円	
95万円超 100万円以下 160万円超 165万円以下	6万円		
100万円超 105万円以下 165万円超 170万円以下	3万円		

◎ 給与所得の計算表

給与、賃金、報酬などの収入の合計額		
(A)	円	
Aの金額に応じた区分	Aの金額に応じた所得の計算	所得金額
650,999円以下	0円	0円
651,000円～1,899,999円	円	円
1,900,000円～3,599,999円	A ÷ 4 (千円未満切捨て)	円
3,600,000円～6,599,999円	B × 28 - 80,000円	円
6,600,000円～8,499,999円	B × 32 - 440,000円	円
8,500,000円以上	A - 1,950,000円	円

◎ 公的年金等に係る雑所得の計算表

公的年金等の収入の合計額		
(A)	円	
年 齢	A の 金 額	所 得 の 計 算
1,299,999円以下	A - 600,000円	円
1,300,000円～4,099,999円	A × 0.	